

埼玉地方労働審議会家内労働部会の開催に関する公示

埼玉地方労働審議会公示第1号

埼玉地方労働審議会運営規程第2条第1項に基づき、令和7年度第2回埼玉地方労働審議会家内労働部会を下記により開催する。

令和8年1月9日

埼玉地方労働審議会
会長 蔭山 健介

記

- 1 開催日時 令和8年1月21日（水）午後1時30分
 - 2 開催場所 埼玉労働局30階会議室
（さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー15階）
 - 3 議題
 - (1) 適用者が少数である最低工賃の在り方について
 - (2) 埼玉県足袋製造業最低工賃について
 - (3) 埼玉県革靴製造業最低工賃について
 - 4 傍聴人の募集
 - (1) 募集人員 5人
 - (2) 応募要領
 - ・ 傍聴を希望される方は各人ごとに、①傍聴を希望される審議会の開催日、②住所、③氏名、④電話番号（連絡先）をご記入の上、はがき又は電子メールにて下記までお申し込みください。
申し込み締切日は令和8年1月19日（月）必着です。
- はがきの場合 〒330-6016
さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー16階
埼玉労働局 雇用環境・均等部企画課 埼玉地方労働審議会事務局

電子メールの場合 11roudou@mhlw.go.jp
※電子メールでのお申し込みの際は件名に「埼玉地方労働審議会家内労働部会傍聴希望」と記載してください。
- ・ 会場収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。傍聴者の方には、電話又は電子メールのいずれかによりご連絡いたします。
 - ・ 当日は、審議会開始10分前までに受付へお越しください。審議会開始後の入室は認められませんのでご注意ください。
 - ・ 会場で応募者本人であることを確認させていただきます。運転免許証、健康保険証等、本人確認ができるものをお持ちください。
- (3) その他
 - ・ 傍聴される場合は、遵守事項を厳守してください。
 - ・ 車椅子をご利用の方は、その旨をお申し込みの際に書き添えてください。
- なお、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名もお書き添えください。

担当：埼玉労働局労働基準部賃金室
TEL 048(600)6205